

# 賀正 今年もよろしくお願ひます

## 昨年末、シェルター卒業生から 嬉しい電話がありました

NPO 法人  
反貧困ネットワーク広島  
代表 秋田智佳子



8年前にシェルターを利用された50代の方から電話があり、「久しぶりに声が聞きたかったので電話をしました。働いて無事に生活をしています。自分の人生を振り返ってみて、人生をやり直すきっかけになったのは、シェルターに入れてもらって生活保護の申請など支援してもらったからだと思います。駅の相談会の様子をテレビなどで見て、昔を思い出して電話しました」とのことでした。

支援活動を続けて10年、一旦、最底辺に陥ってしまった孤独な方々が自立することはなかなか難しく、シェルターに2回目、3回目と入居される方もおられますが、今回のように、特に何を相談するというわけでもなく、「自立できるきっかけになった」という御礼の電話をいただいたのは初めてで、10年間、続けてきて良かったと感じました。

## 広島市の市営住宅で保証人不要に 大きな改善を勝ち取る

2019年12月13日、広島市議会本会議で『市営住宅における保証人』を不要とする条例が可決成立しました。2020年の4月1日から実施されます。このことは広島市の職員の間でもあまり知られていません。

市営住宅における保証人問題を私たちは再三にわたって不要にするよう要請してきました。民間住宅であれば『保証会社』に申し込みして審査に通れば保証人はいりません。しかし、公営住宅では『保証会社』の活用ができないこともあって、入居に際して常に大きな壁となっていました。

そもそも公営住宅を申し込みしたいという人は、高齢者だったり、障害者だったり、またまた親や兄弟などと疎遠となっていたり、保証人を探すのに一苦労でした。

本来、市営住宅というものは、一般の民間住宅に入居できない人たちに提供するというのが役割でした。そういう意味からすると、この『保証人問題』というのは、大きな足かせになっていたのです。今後は県営住宅でも改善を求めていきたいと思ひます。

反貧困ネットワーク広島では、昨年一年間で対行政との関係で大きな成果を得ました。

①生活保護における大型連休で閉庁している場合でも申請を受付けること

②シェルターから自立して住宅に移る際に、切れ目なく保護費の支給をすること  
などでも大きな改善を勝ち取りました。

市営住宅における『保証人問題』と合わせて、私たちの運動の中で小さな声ではあっても機敏に取り上げて改善を求めた結果で、とても大きな成果となりました。

# 長期連休中に生活保護の申請が可能に

長年の課題 広島市との交渉が実る



会報30号で2019年5月23日に広島市に対し、連休中の生活困窮者への対応を改善するよう申し入れたことをお知らせしましたが、さらに11月6日に、「小さな一歩・ネットワークひろしま」「風の家」「反貧困ネットワーク広島」のNPO法人3団体と、「広島県社会福祉士会」の合わせて4団体が再度の申し入れをおこないました。

広島市から12月10日付けで、以下のような回答がありました。

「今後、広島市において、年末年始及び4月・5月の5連休以上の長期閉庁期間に限り、シェルター事業者を介して電話等により生活保護の申請があった場合には、次の開庁日に必要書類の記入を行うことを前提として、生活課の職員が生活保護の申請意思や急迫状態を確認した上で、その申請があった日を申請日として生活保護の手続きを行うこととし、その旨を生活課に通知した」。

要するに、年末年始及び4月・5月の5連休以上の場合だけではあるが、私たち4団体から市役所当直担当者への電話の後、ケースワーカーが折り返しの電話をかけ、本人の保護申請意思が確認できれば、連休明けに窓口で申請すれば、電話で申請意思を伝えた日に遡って保護決定してくれるということです。

今回の回答によれば、3連休や4連休の場合が除外されてしまっていること、

私たち4団体のことを知らない困窮者は救済されないことなど、まだまだ問題点もありますが、まずは9連休が予定されている2019年の年末対策として一歩前進ということで皆様にご報告させていただきます。

また、このほか広島市に対しては、シェルターから自立した生活に移る際に、途切れることなく生活保護費が支給されるようにしてほしいという要請もしていました。これについては、「シェルターを退去したことを確認でき次第、速やかに生活保護費を支給することができるよう事前に必要な準備をしておくこととし、その旨を生活課に通知した」と回答いただきました。これまで、シェルターを退去し、配食も無くなってしまったにもかかわらず、ケースワーカーが退去確認できるまで保護費を支給しないという扱いがされ、その結果、食べ物もなく、食べ物を買う保護費ももらえないという生存自体が脅かされる事態が生じることがありました。

シェルターからの卒業が無事に進み、1日も早い自立ができるよう、小さな切実な声を聞き洩らさないよう、私たちも支援・見守りを継続していきます。

## 共同募金のお願い

共同募金（赤い羽根）の社会課題解決プロジェクト振込用紙による活動資金のご援助をお願いします。

- 振込料無料 所得税寄付金控除 有
- 期間 2020年1月1日から3月31日まで
- 反貧困ネット用の共同募金会振込用紙で、上記期間中に入金いただいた募金は、広島県共同募金会から全額が当団体に助成されます。どうぞご支援をお願い致します。

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



# 感謝の言葉にやりがい 多くのひとの支えに感謝

シェルター管理奮戦記 成田 結



シェルター(緊急避難場所)の管理・運営は、現在私を含めて3名で行っています。まずシェルターを利用するには、利用者の申し込みから始まります。住まいを失った経緯や利用者の生い立ち・職歴を聞きながら、利用者の人間像を把握するよう努めなければなりません。全体像を把握できれば、いよいよシェルターの案内です。私たちのシェルターは、広島市内に点在しているため、案内一つにしても大変です。

利用者からは、「トイレトペーパーがなくなりそう」「洗剤がなくなりそう」「テレビがつかない」「洗濯機が回らない」「エアコンのスイッチが入らない」などなど、備品の補充や点検、不具合や故障などの声が私たちに届くとすぐに駆けつけないといけません。その様な細かい対応もとても大変で、ほっとサロンのスタッフ2名とも協力を得ながら切り盛りをしていますが、なかなか追いつかないのが現状です。その為、私たちは様々な人たちの連携・協力がなく成り立たない業務であると常日頃から痛感しています。

シェルター入居の際にまず大切になるのは、休むための布団と食事です。布団は、レンタル布団業者と連携を行っており、利用者が退去をする度に布団交換を行って来ています。

食事に関しては、配食業者と連携を行っており、これもまた入居者が入る度に毎日お弁当の配送を行って来ています。私たちのシェルターはスタッフによる居室内の見守りがないので、利用者へ目が行き届かない部分があります。その不十分なところを、布団



【写真】月に1度の食事会はシェルターから独立した人たちが集う憩いの場です

反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況  
2009年5月から2019年11月末まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	17	26
20代	116	54	170
30代	222	51	273
40代	269	67	336
50代	216	47	263
60代	144	31	175
70代	67	17	84
80代	6	5	11
不明	16	27	43
合計	1065	316	1381

単身1275名 夫婦37名 親子68名 兄弟1名

業者は交換の際にシェルター内部の現状を報告してくださったり、お弁当業者は利用者の生活状況を報告してくださるなど、とても助かっています。

次に大切なことは、利用者の行き先です。大半は、家探しになりますが、中には施設を探す場合もあります。利用者のほとんどは保証人や緊急連絡先がないケースが多いので、家探しの障壁となります。しかし、私たちが連携しているいくつかの不動産会社は、そのようなケースにおいても柔軟な対応を行ってくださるので、とても助かっています。

しかし、いいことばかりではありません。あまりにも居心地がいいのか、家探しに力を入れず、2ヶ月・3ヶ月、中には半年近く居座る人もいます。その人たちに対しては、広島市の職員と協力して、出て行ってもらうよう手を尽くしたこともあります。このような時には心底疲れますが、多くの利用者の方から「助かりました」「生きる希望が出ました」などの声を聞くと、やりがいを感じる今日この頃です。

最後に、シェルターの運営にあたり、衣類・タオル・石鹸・歯ブラシなどの日用品を多くの人たちから寄付もいただいています。備品を揃えるだけでも労力が必要ですので、大変助かっています。改めて私たちの業務は多くの人たちの支えに助けられ、成り立っていると思います。感謝を忘れずこれからも利用者に寄り添った支援を大切にしていきたいと思っています。

## 2019年12月 年末年越し相談会 2日間で100件を超える相談

寒い中、2日間、相談会を実施しました。マスコミ報道が一切ない中で今回も100件を超えました。

未婚、離別、死別などにより、家族の無い方が増え、借家の連帯保証人を頼める家族がないという相談や、もともと低所得なため退去するに際しても原状回復費用を払う余裕がないという相談が寄せられました。寒空の中、派遣の寮を退去したなどのため、シェルターへの案内が必要な住まいを失った方も2名おられ、市役所への生活保護申請に同行しました。



相談内容	2日間合計
相続	20
借金	11
労働	11
生活保護	8
損害賠償	6
年金	5
離婚	4
住まい	4
貸金	3
後見	3
借家現状回復	4
借家保証人	2
養育費	2
近隣トラブル	2
税金	2

相談	10日	11日	2日間合計
面談	54	52	106
電話	6	2	8
合計	60	54	114

### 今後の相談会の予定

**場所** 広島駅 南口地下広場(エールエール地下)  
**相談は無料です。予約も必要ありません。**

- 2020年3月24日(火)・25日(水)  
「暮らしとところの相談会」(弁護士会主催)
- 2020年6月9日(火)・10日(水)  
「まちかど生活相談会」(反貧困ネットワーク広島主催)
- 2020年9月8日(火)・9日(水)  
「暮らしとところの相談会」(弁護士会主催)
- 2020年12月8日(火)・9日(水)  
「年末年越し相談会」(反貧困ネットワーク広島主催)

### 引き続き食料や日用品の寄付をお願いいたします

お米(玄米)やインスタントラーメン、そうめんなど保存のきく食料を特に必要としています。その他、タオルや洗顔用品、洗剤などの日用品。また新品の下着や靴などいただけると助かります。重い物は車で取りに伺いますので、ご連絡ください。皆様のご支援をお待ちしています。

お寄せいただいた食品や米を少しでも長く保管できるように保冷库(写真)を導入しました!!

**共同募金も  
受付中です**



お問い合わせ・寄付の受付など

NPO法人 反貧困ネットワーク広島  
 広島市中区東白島1-4-15 NTTクレド白島ビル7階  
 広島総合法律会計事務所内  
 電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200

大手町事務所 平日10:00~17:00  
 電話 082-545-7709 相談専用電話 090-4890-1579

会費・寄付振込先

- 正会員(個人) 年会費 2,000円
- 正会員(団体) 年会費 5,000円
- 賛助会員(個人) 年会費 5,000円
- 賛助会員(団体) 年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島  
 郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

